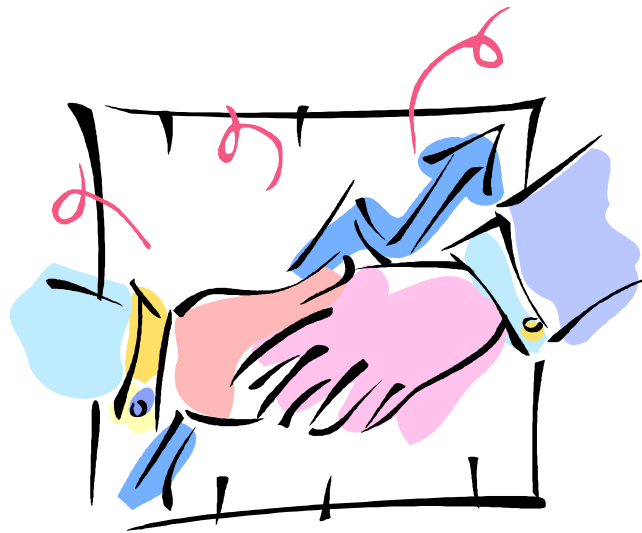


平成24年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書



平成24年11月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに		1
1 協働事業提案制度の目的と概要		2
2 選考に至る経過		2
3 審査基準		3
4 平成24年度協働事業提案制度の募集内容		4
5 平成24年度提案事業の審査結果及び理由		6
6 平成24年度提案事業内容		8
(1) ちびっ子名人育成プロジェクト		
特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場		9
(2) 子育てサポートプロジェクト		
いつひよファミリー～With 石田倫依		12
(3) 小学生のための朗読体験教室（仮称）		
朗読集団いるか会		18
(4) 小学生への花育と豊かな環境作り		
グラシオス プラント パートナー		22
(5) みんなで挑戦 未来の自分に自信と誇りを（仮称）		
社団法人 立川青年会議所		25
資料編		29
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱		
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿		
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領		
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱		



はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成 17 年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成 18 年度には協働事業を進めるための手引きとして『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成 20 年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成 21 年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成 22 年 3 月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成 23 年度に創設された制度です。この制度により平成 23 年度には 3 団体が協働事業として採択され、平成 24 年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、これまでの行政主導による公共の在り方を見直し、新しい公共の在り方を創造していくことが求められています。すなわち、地域が抱える様々な課題を市民と行政で協力し合うことによって解決する「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、今後重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成 24 年 11 月

武蔵村山市市民協働推進会議

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る）を行う団体）の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」（事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う）と「団体育成型部門」（将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする）の2つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、1事業当たり対象となる経費の100万円を限度として、また、「団体育成型部門」は、1事業当たり対象となる経費の30万円を限度として「武蔵村山市協働事業提案制度実施事業補助金」が交付されます。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2 選考に至る経過

平成24年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の選考過程は以下のとおりです。

●平成24年度武蔵村山市協働事業提案制度の周知

- ・市のホームページ「市民協働・男女共同参画」に掲載（7月1日から）
- ・市報（7/1号）に掲載
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/情報館えのき/緑が丘出張所/緑が丘ふれあいセンター/
ボランティアセンター/各地区会館



●提案の募集

- ・募集期間 平成24年7月17日(火)から8月17日(金)まで
- ・提案件数 5件



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 24 年 6 月 5 日	平成 24 年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について/提案事業の審査要領の制定について/募集要項について ◆市民協働推進会議の開催日程、審査要領及び募集要項を決定した。
第 2 回	平成 24 年 9 月 3 日	協働事業提案制度提案事業の第一次審査について ◆提案のあった事業の第一次審査(書類選考)を行い、第二次審査を実施する提案事業を選定した。
第 3 回	平成 24 年 10 月 3 日	武蔵村山市協働事業提案制度の第二次審査について/提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答)3 団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した 5 団体のうち 3 団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間: 1 団体 20 分以内 ・質疑応答時間: 1 団体 20 分
第 4 回	平成 24 年 10 月 11 日	提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答)2 団体/採択する協働事業の選定及び通知について ◆第一次審査(書類選考)を通過した 5 団体のうち 2 団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間: 1 団体 20 分以内 ・質疑応答時間: 1 団体 20 分 ◆採択順位、採択(不採択)理由等を決定した。
第 5 回	平成 24 年 10 月 29 日	武蔵村山市協働事業提案制度提案事業審査報告書について ◆報告書(案)の内容について協議及び確認を行った。

3 審査基準

平成 24 年度の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき行われました。

第一次審査では、提案団体から提出された応募書類の記載事項について、審査要領に基づき、各審査委員が評価した点数を合計して得た点数(以下「評価点数」という。)が満点合計の 5 割以上となる事業が第二次審査を実施する提案事業として選定しました。

また、第二次審査では第一次審査により選定された提案事業について、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査しました。その結果、評価点数が満点合計の 6 割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

ただし、第二次審査において評価点数が満点合計の 6 割未満となる事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択する事業として決定しました。

4 平成24年度協働事業提案制度の募集内容

※協働事業提案制度による提案事業募集のチラシから抜粋

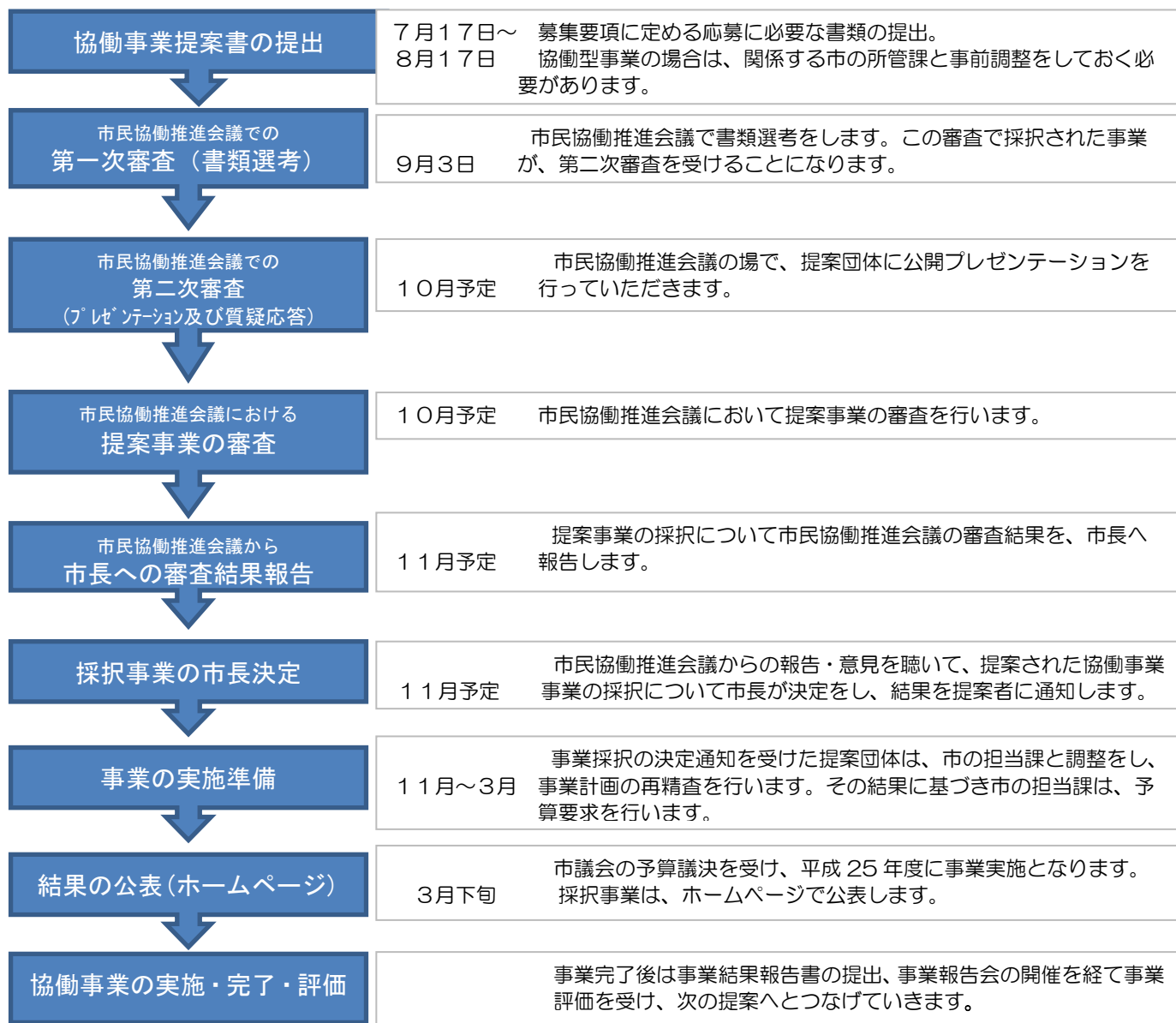
武蔵村山市の『協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて、事業の提案を募集します。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会

その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う

平成24年度 協働事業提案制度の流れ



募集の区分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

市と協働して事業を行うことを前提として、その専門性、柔軟性等をいかして実施する事業であって、企画力、事業遂行能力、調整力などについて一定の能力を有する団体が、地域の課題、社会的課題等の解決につながる事業を提案できます。原則として、単発のイベント類ではなく事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案を期待しています。

1事業当たり対象となる経費の**100万円**を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業当たり対象となる経費の**30万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

であり、次の4つのいずれかに該当する事業

- ① 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ② 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ③ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ④ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業 | ⑤ 調査のみを目的とした事業 |
| ② 営利を目的とした事業 | ⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業 |
| ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業 | ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業 |
| ④ 学術的な研究のみを目的とした事業 | ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業 |
| | ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業 |

5 平成24年度提案事業の審査結果及び理由

平成24年度提案事業の審査結果は、以下のとおりです。

提案事業の内容については、「6 平成24年度提案事業内容」を参照してください。

受付 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
1	協働型	ちびっ子名人育成プロジェクト	通 過	実 施	採 択 すべき事業	1 位
		特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場				
	理 由					
企画書にある事業目的の趣旨が生かされている事業内容である。廃れつつある昔遊びに子どもたちが親しみ、昔遊びのちびっ子名人となることで、次世代に昔遊びを継承していける事業として評価できる。また、認定証制度は、事業に継続性が生まれるとともに、子どもたちの向上心を高めることができるよい方法といえる。しかし、こまとけん玉以外にも昔遊びはたくさんあるので、ベーゴマやメンコなどの遊びも紹介し事業の幅を広げていただきたい。 習得した技を市民まつりで発表することとしているが、発表できる場を複数設けた方が良い。 また、対象を放課後子ども教室参加児童としているので、当該教室を実施していない学校の児童も参加できるような体制を工夫し、より多くの児童を対象にして事業展開していただきたい。 講師報償費については、昨年も指摘したが、本年度においても事業費全体の 60%を超え、全体の費用における占める割合が高いので、更なる低減を図るように努めていただきたい。 また、自己財源の確保に努め、ちびっ子名人がほかの子どもたちに技を伝承するなど、事業を継続できるような工夫を今から始めるよう求めたい。						
2	団 体 育 成 型	子育てサポートプロジェクト	通 過	実 施	採 択 すべき事業	2 位
		いつひよファミリー～With 石田倫依				
	理 由					
事業目的は、子育てをめぐる社会的課題によく適合している。 本事業は、子育て支援センターが行っている事業を補完しているので、実施する際には、子育て支援センターと緊密な連携をとって進めていただきたい。また、青空広場や障害のある子どもに対しての事業展開に期待したい。 しかし、市報の活用の仕方を工夫するとともに、市と協働し、より多くの参加者に事業を周知しながら実施するほか、ポスターやチラシなどを作成し、公共施設に配布するなど多様な方法を検討していただきたい。 なお、実施に当たっては、団体育成型事業にとどまらず、幼稚園、保育園等でより広く実施されるよう子育て支援課との連携を密にし、協働型事業へと発展していただきたい。						

3	協働型	小学生のための朗読体験教室（仮称）	通 過	実 施	採択すべき事業	5 位
	朗読集団いるか会					
	理 由					
朗読を通して子どもたちの情操を高めるという事業目的は評価できる。 しかし、予算については、講師報償費が、事業費全体の 60%を超えているので、低減を図るよう努めていただきたい。また、備品購入費として計上してある DVD の購入については、総額 10 万円以下で買える枚数とし、各小学校に配置するのではなく、提案団体の帰属とし、必要に応じて学校に貸し出すなどの利用方法をとるようにしていただきたい。また、事業収入として自己資金の確保に努めていただきたい。 なお、書類選考時と企画発表時で企画内容が異なっていたことから、今後は事前に十分検討し、申請段階において事業内容を固めておくよう努めていただきたい。						

4	団体育成型	小学生への花育と豊かな環境作り	通 過	実 施	採択すべき事業	3 位
	グラシオス プラント パートナー					
	理 由					
企画書にある事業目的が達成されることは期待できる事業内容である。しかし、今年度の実績を見ると、花壇に花を植えてもその後の管理状況があまり良いとは思えないので、今後は植栽後の管理指導についても、電話で教師に対して行うだけでなく、直接現場に出向いて行うことが望まれる。 また、事業を実施するに当たり、一部の学校に理解不足の面も見られたことから、今後は学校に事業の目的、趣旨を理解していただけるように努めるべきであり、栽培委員会の立ち上げ支援を行い、栽培に関心をもつ児童が自発的に参加できるような環境の整備にも力を入れ、継続して事業が行える体制をとることが望まれる。 なお、今後、事業の評価報告会に活用できるように、実施の際には、事業効果を測るため記録写真を撮影しておくようにしていただきたい。						

5	協働型	みんなで挑戦 未来の自分に自信と誇りを（仮称）	通 過	実 施	採択すべき事業	4 位
	社団法人 立川青年会議所					
	理 由					
第一次審査の書類審査では、事業内容が抽象的であったため、企画書提出の段階で、計画に具体性を持たせるべきである。半年の練習ではギネス記録を更新することは難しいと考えるが、子どもたちに、ギネスに挑戦する機会を与えられることには意義がある。さらに、目標に向かって努力する気持ちや思いやりが醸成されることが期待できる点は評価できる。しかし、ギネスに挑戦するまでの練習期間が短いことが懸念され、挑戦する機会を 9 月から翌年の 2、3 月に延期することによってギネス記録更新の可能性を高めることが望まれる。 予算については、自己財源が含まれているものの、ギネス記録更新という目標達成の実現性が見通せない中、ギネス認定員を招致するための 120 万円は事業全体から見て高額に過ぎ、協働事業提案制度の趣旨に照らし、市民の理解が得られるか否か疑問があることから、ギネス認定費用については申請団体の負担とし、残りの事業資金についてのみ補助することとしたい。						

6 平成24年度提案事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

(1) ちびっ子名人育成プロジェクト …… 9

提案団体：特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場

(2) 子育てサポートプロジェクト …… 12

提案団体：いつひよファミリー〜With 石田倫依

(3) 小学生のための朗読体験教室（仮称） …… 18

提案団体：朗読集団いるか会

(4) 小学生への花育と豊かな環境作り …… 22

提案団体： グラシオス プラント パートナー

(5) みんなで挑戦

未来の自分に自信と誇りを（仮称） …… 25

提案団体：社団法人 立川青年会議所

協働事業提案制度企画書

提案団体名	特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場
提案事業名	ちびっ子名人育成プロジェクト
事業の概要	※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。 子どもたちが、学校で学ぶものとは別の、むかしあそびの技をみんなで楽しく学び、学校での評価とまったく別である「得意」を身につけ、他者に認められ、達成感や自己肯定感をもって健やかに育つ力をつける。また、異年齢のコミュニケーションや基礎的ルールを遊びの中で学び、身につける。
	※ この事業に関わる市の現状について記載してください。 近年子どもたちの関わりの中で、感じることは自信のない子が多いことです。昔存在していた学校での評価とは関わりのない近所の「ガキ大将」や「正義の味方」が少なくなり、異年齢の子どもとの関わりが上手ではない子が増えています。また、遊びの中で学ぶ人間関係も苦手な子が多いことが危惧されています。
	※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。 子どもたちの生きる力に必要なコミュニケーション能力を身につけ、人と人が関わることで、人間関係構築の基本的なルールを学び、技を習得した子どもたちが地域の祭や市民まつりで大人たちにも馴染み深い伝統文化である遊びを披露することをきっかけに、地域のコミュニティにも活かせたら良いと思う。
	※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。 小学校の放課後を利用して、むかしあそびのこま回しやけん玉等をプロのパフォーマーの指導により練習し、ちびっ子名人を育成し、学校やお祭りの舞台で披露する。用具を準備し、いつでも自分で練習できるようにする。実施にあたっては、人前で披露したい子、そうでない子、ちょっとだけ興味ある子とそれぞれの子どもの希望を受け入れていきたい。
	※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。 日本の遊び・伝統文化を学校で取り組む場合、通常ではなかなか技を習得するまで時間をかけられない。また、素人である一般の大人がある程度教えることはできても、子どもたちの興味や本当の楽しさをきちんと伝えることは、技術的に非常に難しい。プロの技をひとつずつ習得していくことで、できたときの達成感や、素人のそれとは比べものにならないくらい大きなものであり、この取り組みで自分に自信を持てる子どもをちょっとでも増やすことができれば、子どもの未来に大きく貢献できるものである。 体験の場をじっくり持つことで、より多くの子どもたちに、遊びを通して他者との関係性も学ばせることができる。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

提案事業名	ちびっ子名人育成プロジェクト		
項 目	金 額 (円)	積算内訳	
【収入の部】 協働事業提案制度補助金	980,000		
収 入 合 計 (A)	980,000		
【支出の部】 人件費 (2名×8回×2校×5,000円、 祭当日4名×5,000円) 講師報償費 (1校あたり300,000円×2校) 印刷製本費 (チラシ・申込書・報告書等) 備品購入費 (こま、けん玉等) 保険料 通信費	180,000 600,000 30,000 160,000 0 10,000	スタッフ 交通費含む 放課後学校での実施	
支 出 合 計 (B)	980,000		

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

提案団体名	いつひよファミリ～ ウイズ いしだのりえ 石田倫依
提案事業名	子育てサポートプロジェクト(Children Support Project)
事業の概要	※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。 育児に関するノウハウの提供と育児相談等を行い、親子のアタッチメント形成(乳幼児期に形成される愛着又は情緒的な深い結びつき及び信頼関係で、その後の人格形成の基盤になるもの)の重要性と子育ての楽しさ・素晴らしさを伝える。子育て環境を整え、次世代を担う子ども達の健全育成を行うための土台をつくり、地域一体となった子育てしやすい武蔵村山市をつくっていく。 様々なアート(音楽・芸術)等の文化活動にふれ、刺激を受けることで、豊かな情操を養う。また、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を開花させ、自己肯定力・意欲・積極性を高め、自信を獲得し、個々を尊重し合える心を育てる。
	※ この事業に関わる市の現状について記載してください。 武蔵村山市には現在、子育て支援センター他、地区会館等でサークル活動、男女参画等の子育て支援、療育病院等の様々な子育て支援があるが、育児に対する様々な不安を相談できないでいる現状がある。 実際に行っている子育て支援事業では、他県や隣接市等から武蔵村山市にきた方や、引っ越し等による近隣住民との繋がり等、今ある施設や制度では、利用しにくい現状にあるとの声が多数あり、育児不安や虐待に繋がりがかねない案件が存在している。また、障害を持つ子の母等は障害を受け入れる事が出来ないでいる状況や、受け入れていても療育につなげる事ができず、どうしたら良いのかわからないという現状もある。他、ファミリーサポート等、母親が育児ストレス等から、リフレッシュの為にファミリーサポートを利用し、子どもを預ける方法をとる事もあるが、一時的な支援にはなるが、母子間の根本解決には至っていない。 また、地域住民との繋がりでは、自治会加入者の減少や、核家族化により地域との繋がりは薄れ、現在ある子育て支援だけでは、地域に孤立した母親の細かな要望や悩みに応えられていない現状がある。実際の問題を挙げると、地域住民間(特にママ友関係)のいじめ問題等、母親の抱える問題は根深くあり、それに伴った育児の不安もある。 また、ネット等による育児等のマニュアル的情報による人と人との直接的コミュニケーションの機会の減少が生じているため、母子や家族で抱え込みやすい環境にある(子どもとの関わり方が分からない、泣いている理由が分からない等、考える力の不足)。さらに、マニュアル化に伴い、子ども自身の内在する可能性に気付きにくい環境にあり、他者と比較した育児や価値観になり、それぞれの個性というものを見過ごしてしまいがちな環境にある。様々な個性が人と異なる時、自分や周りとは違う時、違う存在として受け止められがちである事が多く、いじめ問題や差別の問題となることも見逃せない。 上記に繋がり、親の子育てマニュアル化等により、子どもの「自信の無さ」へとなり、「右へならえ」「みんなと一緒にでないと…」という自己主張が出来ない子の増加や、他人を思いやる事の出来ない自己中心的な子や大人の増加も目にします。 また、昔あった近所やお年寄りからも、いけない事をした時には叱られるといった経験も現代では無くなり、親以外に叱られるという経験の無さ等から、「逆ギレ」等という問題もある。人と人(地域)の繋がりの薄さ・親から子へと次ぐ経験等の薄さ等が、子育て環境や子どもの健全育成に、少なからず影響しているものと思われる。

事業の効果	※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。 ①育児相談や会の開催等により、人と人(地域)を繋げ、育児不安を減少させ、虐待等を未然に防ぎ、身近な悩み相談から市や児童相談センター、療育等への連絡が行いやすくなる。 ②親子交流を通して、親子でもリフレッシュを感じる事ができる場や方法を提供でき、親と子の関係作りをする手助けとなる。(子を預ける形でのリフレッシュのみでなく。) ③孤立しがちな母親や家族に対して、地域で支える育児環境を整える事ができる。 ④身近にある保育園や幼稚園等の子育て環境を担う施設が、開かれたものになる事で、親子の安心の場となり、保育園・幼稚園等もより様々なサービスが可能となる施設となる。 ⑤育児環境の土台作りを行うことで、親が親となる為の成長と、子どもの成長の手助けとなる。 ⑥子ども自身に内在する豊かな可能性の発見をしていくことができる。 子どもが秘めている、素晴らしい個性・感性・可能性を、子ども自身、そして母親や家族が発見し、開花させていく喜びを感じる事ができる。 ⑦音楽やアートのワークショップを通し、プロのアーティストの視点でナビゲートすることで、子どもたちの幅広い個性や創造性の発掘を可能にする。 またそれは、子どもの自己肯定力を高め、親や子どもたち同士も、「みんなちがってみんないい」と、互いの差異や個性を尊重しあい、いじめや差別を根本からなくしていくひとつの大きな力となる。 ⑧子ども同士の触れ合いの機会を意図的に作っていく事で、子ども同士が人を大切にする心を養う事ができる。 ⑨他施設(高齢者施設や障害者施設)への出張により、連携を図ることで、世代・障害の有無を越えて、地域を繋げる架け橋となることができたら良いと考えています。
実施の手法	※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。 各ワークショップと開催場所・内容を組み合わせ、ニーズに合わせた活動を行います。 実施方法:保育士・音楽療法士・幼稚園教諭・親子体操指導士・小中高教諭 ・ベビーマッサージインストラクター・キッズマッサージインストラクター ・食育インストラクター・アートセラピスト等により各ワークショップを実施 ◎印は実績のあるものです。 I)武蔵村山市の保育園・幼稚園を中心とした出張保育 通常の保育では体験できない、創造性豊かなワークショップを展開し保育園・幼稚園をより地域に開かれたものにし子育てしやすい環境づくりのひとつとする。 対象:園児・未就園児・保護者・保育士・幼稚園教諭・等 ◎キッズマッサージ(子ども同士のスキンシップ) 子ども同士が直にお互いの身体に触れ合い、マッサージという手技を通して、身体的特徴や痛み・心地よさなどを体験する。 子どもの心と身体の成長を促し、人の心を感じ、大切にする心を育てる。 ◎ベビー・キッズヨガ・キッズマッサージ・ベビーマッサージ(母子関係の構築と育児ストレスの解消・肌の触れ合いによる愛情の構築・父親の育児参加)・親子体操、制作活動、子どもの心身の発達を促す体操等 ・プロのパフォーマーによる演奏 人形劇など出し物(視覚・言語聴覚等を促すもの)等

	Ⅱ)地区会館・児童館・子ども家庭支援センター・緑が丘ふれあいセンター等で 子育て支援事業・親子サロン・広場の開催 子育て広場の開催により、より身近に子育てに関する知識の提供と交換ができる場 があると感じることができ、保育士としての専門的立場からの育児相談へと繋げる 場を持ちながら、家庭でもできる親子交流の方法を伝える事ができる。 ※必要な場合にはケースに合わせた公共施設・サービスへ繋げていく。 ◎子育て支援事業の開催により、親子で家に帰った後にでも楽しめる手遊びや 歌遊び・ふれあい遊び・親子交流の時間を持つ。 ◎子育て支援事業の開催により、孤立しがちな親へのアプローチを行っていき、 孤立させない。 ◎親子での制作活動や親子での体操等により、共に活動することで、 親と子がより繋がりを持つことができる。 Ⅲ)音楽&アートワークショップの開催 音楽やアート、ダンスなど、プロによるパフォーマンスやワークショップ ・開催場所:保育園、幼稚園、ふれあいセンター、子育て支援センター、地区会館等 ・対象:未就園児・園児・児童・保護者他 ・「どんな音かな♪りん・ごん・がん」 (鍋やフライパン、すりこぎ、お玉など身の回りにあるものを使った音あそび) ・「焼き網でつくろうしゃぼん玉」 (魚を焼く網、サンダル、手など、思いがけないものを使ったしゃぼん玉あそび) ・「からだでかいちゃお」 (手足や全身を使って描く、絵の具あそび) ・「ぱふぱふ・むちゃむちゃ」 (小麦粉やスライム、パン粉など、異なる触感を知り、楽しむ) ※ 上記のほかにも、子どもの心身を刺激し発達させる、五感をフル活用した遊 び(ワークショップ)を、プロならではの視点からナビゲートしていく。 Ⅳ)青空広場(年1回程度、公園など屋外で開催) 主催者と参加者をはじめとし、市内で活動する育児サークル、他ボランティア団体 やNPO法人の利用により、より多くの人と人(地域)を繋げていく。 ・開催場所:公園・市のイベント(福祉祭りやデエダラ祭り)等 ・対象:未就園児・園児・児童・保護者他 Ⅴ)その他、高齢者施設・障害者施設への歌や演奏、 簡単な体操や人形劇などの出張開催
協働の意義 と必要性	※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や 必要性について記載してください。 ◎協働(団体育成)の手法を取ることで、より持続可能で幅広い支援が可能になる。 ◎現行の制度や、施設、サポート体制で対応しきれない部分の草の根活動の基とな り、隠れたニーズを発見し、対応していく事ができる。 ◎子育てに身近な保育園や幼稚園が、より開かれた園であるという認識を広げること になり子育てをしやすい環境ができていく。 ◎音楽やアートのワークショップを継続的に行うことにより、芸術・文化への敷居を低く し、協働という手法をとることにより、全てのこどもたちがそれらに気軽に触れる機会 を持つ環境を整えることができる。それは将来的に鑑みれば、武蔵村山市を担う、豊 かで幅広い人材を育成することにつながり、市全体の芸術・文化の水準もさらに高い ものになっていくと考える。 ◎武蔵村山市が子育てしやすい環境、住みやすい場所になり、人と人(地域)が繋が ることで、児童の健全育成につながっていく。また次世代を担う子ども達が、より良い 環境で育っていく事で、将来的には子どもも、お年寄りも繋がり、世代や障害といっ た枠を超え、人の心を感じ思いやりのある、人と人とが助け合える、より良い武蔵村 山市を作っていける環境を作ることができると思う。

事業実施のための役割・責任分担	※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。 ・開催に当たり、代表者を中心に各施設へ出向き、調整・実施をする。 ・子どもの怪我等に対する保険の加入を行う。 ・活動を様々な人に知ってもらうための広報活動を行う。 市 ・保育園等は市によって動く体制があるため、保育園等でも会を開催しやすい体制作りにご協力いただけたらと思います。 ・開催に当たり、市報等への掲示にご協力いただけたらと思います。 ・需要の多い地域に関しては地区集会所等の使用利用回数制限を緩めて頂けたらと思います。
事業の実施体制	※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。 参加人数の制限等を設けず、気軽に参加できるよう、実施に当たって安全に留意した人数を配置し、企画内容によっては、企画参加メンバーを増員する予定。 各施設との調整の上、消耗品の仕入れ、制作物の準備と制作、リハーサル等行い実施する。
事業スケジュール	※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。 2009年4月より2012年現在まで毎月開催している 子育て支援事業いつひよファミリー~の実施継続 2011年4月より2012年現在まで毎月開催している 子育て支援事業ママとベビーのためのリズム&ヨガ体操の実施継続 2010年6月より2012年現在まで毎月開催している 親子広場・親子サロンの実施継続 2012年12月 いつひよファミリー~with 石田倫依 の クリスマス会 2013年4月~2014年3月 保育園・幼稚園等や地区会館・児童館・地区集会所、 子ども家庭支援センター・緑が丘ふれあいセンター等で 開催にあたって実施計画・事前調整を行い、実施をする。 2013年4月~2014年3月<毎月最終月曜日> いつひよファミリー~の会 の開催 いつひよファミリー~with 石田倫依の会 の開催 2013年4月~2014年3月<毎月> 子ども家庭支援センターとの調整により 子育て支援事業ママとベビーのためのリズム&ヨガ体操 の開催 2013年4月~2014年3月 <ほぼ毎月第1・3月曜日/ほぼ毎月第1・3金曜日> 月4回親子広場・親子サロンの開催 2013年4月~2014年4月 青空広場(公園)の開催 2013年度内に1回

事業成果の活用と 将来展望	※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。 現在、新しい住宅の建設等に伴い、子育て世代の転入が大幅に増えています。市と連携した、こうした育児支援の存在は、新しい環境での孤立化を防ぎ、地域をつなげ、ひいては町の活性化につながるとともに、ある意味不可欠、かつ急務であると考えます。 また、自然豊かなこの環境だからこそ、ダイナミックで独創的な、のびのびとしたアートワークショップの開催も可能であると考えます。 今シーズン開園したひまわりガーデン等、市によるハード面の充実が進んでいるが、それと合わせて、こうしたソフト面の充実をさらに進めてゆくことにより、「子育てが楽しいまち、武蔵村山」という認識を内外に広げていけたらと考えます。 さらに、こうした子育て支援を通して、地域を繋ぐ広場を作り、小さな子どもから家族、そして障害者も高齢者も繋がり、誰もがそれぞれの能力を発揮できる環境を作っていけたらと考えています。 そして、福祉の心を持つ全ての地域がつながる市となり将来的には周辺他市や都心からも、人を呼び込めるような展開をしていけたらと思います。
--------------------------	--

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 いつひよファミリー with 石田倫依

提案事業名	子育てサポートプロジェクト (Children Support Project)		
項 目	金 額 (円)	積算内訳	
【収入の部】			
団体育成型事業 補助金	300,000		
参加料 (材料費含)	20,000	子育てサロン・ 子育て広場参加料(材料 費含)	
収 入 合 計 (A)	320,000		
【支出の部】			
人件費 (制作物作成人件費 会場スタッフ・消耗品仕入れ等)	97,000	有償ボランティア 企画内容によりスタッ フの増減あり。	
消耗品費<材料費・消耗品費購入費> (布・糊・テープ・折り紙・画用紙等の材料費)	50,000	企画内容・参加者数によ り数量は変化する	
備品購入費 (パネルシアタースタンド・ アクリル板 (中空ポリカーボネート板) 不織布・Pペーパー ハンズフリーマイク×2 マイク×2・マイクスタンド×2 マイクホルダー×2、 マイクケーブル×2、タンバリン×1 暗幕)	95,700	パネルシアタースタン ド (26,250) アクリル板 (2,810) 不織布 (1,000) Pペーパー (1,780×5) ハンズフリーマイク (12,800×2) マイク (7,580×2) スタンド (4,800×2) ホルダー (300×2) ケーブル (1,000×2) タンバリン (780×1) 暗幕 (3,000×1)	
報償費 (5,000 円×2回 3,000 円×2名×3回)	28,000	交通費含む	
印刷製本費 (チラシ・お便り・計画書・報告書等)	40,000		
保険料(1 日保険 (イベント保険) 30 円/人× 10 人×12 回)	4,200		
賃借料 (さくらホールリハーサル室使用料 700 円×3 回+ピアノ賃借料 1,000 円×3 回)	5,100		
支 出 合 計 (B)	320,000		

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

提案団体名	朗読集団 いるか会
提案事業名	ギジムナーの おはなし会
事業の概要	※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。 ヨーロッパでは昔から、朗読術が授業の中に組み込まれているようです。わが国でも、先生方が頑張っていると思いますが、50年近くこぼれを追求してこられた方の朗読を聞く事からさらに日本語の美しさを感じ、日本人としての誇りと自信を持つ事で、世界に羽撃ける人間形成の基礎作りを行う事が大切だと思います。
	※ この事業に関わる市の現状について記載してください。 市内全小・中学校に司書が配置されているので、昔の格段に図書室が改善され、例えば 村山学園小学部では、地域の読み聞かせサークル「わらべ」によるお話し会を行っています。
	※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。 ・日本語に興味を対事で、確かな学力の基盤となる言語に関する能力が高まる。 ・読み聞かせに興味を持ち、本を通して親子の関係もより深まるでしょう。 ・本が読まれが叫ばれている今日、読書好きや図書室を利用する方が増えていくと思われ。
	※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。 各小・中学校視聴覚室などでの こぼれあひび、朗読の鑑賞及び体験 など
	※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。 長年、市内在住の力量ある講師から、朗読を学んできた 市民活動集団の、いるか会としては、学校司書だけでなく、図書館も充実した村山で講師を呼ぶの朗読鑑賞を継続して行う事で、他市にない特色ある学校づくりができ、さらに子どもたちの環境を より良いものにしていくと確信します。

事業実施のための役割・責任分担	提案者	※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。 子どもたちの情操を高め、豊かな心を育て、いけるような、楽しい内容を企画し、実行していきます。
	市	学校との連絡、ひこちの調整等、後方支援をお願いします。
事業の実施体制	※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。 出演者 前原弘道氏のプロデュース 全国の小・中・高等学校、劇場で、「夕鶴」などの演劇や朗読の公演活動。国語の教材テープや、一般朗読カセットテープの吹き込み参加。専門学校などでの朗読の講師やボイストレーナーとして活躍。国立劇場やNHKラジオドラマに出演。 裏方として2-3名のスタッフで公演活動をしていきます。	
事業スケジュール	※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。 年間、小学校9校、中学校5校の全校を回ります。 学校のスケジュールに合わせて実施します。 公演前に舞台（照明・音響なども含め）の点検、確認に行く予定です。	
事業成果の活用と将来展望	※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。 日本語に関心を示す、読書熱も高まり、想像力が豊かになる事で、他人の痛みを感じられるようになり、前向きに生きようとする力を身につけ、今、社会的に問題になっている「いじめ」などにも、少しづつですが、良い効果をもたらしていくと思います。 又、表現力が高まる事で、将来、役者、朗読家、お笑い芸人、詩人、作家などを目指す子どもたちが輩出される事を願っています。	

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度提案書（詳細案）

朗読集団いるか会
教 育 指 導 課

1 提案事業名 小学生のための朗読体験教室（仮称）

2 事業の目的

- (1) 小学生が、朗読の専門家による朗読を聞いたり、指導を受けたりすることを通して、日本語の美しさを感じながら、楽しく朗読体験ができるようにする。
- (2) 各小学校で推進している言語能力向上のための校内研究の取組の一貫として、児童一人一人の感性や情緒を豊かにするとともに、表現力を高め、言語能力の向上を図る。

3 事業内容

(1) 小学校全校（9校）における「朗読体験教室（仮称）」の実施

- ア 市内全小学校において、年間1回ずつ、90分程度の朗読体験ワークショップを実施する。
- イ 実施形態や対象学年等については、各小学校との打ち合わせにより決定する。

(2) 市立第八小学校における「朗読パフォーマンス講座（仮称）」の開設

- ア 同校において、年間を通して標準時数外で実施される「ふれっチャクラブ」の一講座として「朗読パフォーマンス体験（仮称）」を設置し、講師の指導の下、参加児童に対して継続的な朗読指導を行う。
- イ 「ふれっチャクラブ」は月曜日の午後2時から3時10分までの70分間、年間9回で1サイクルとなっており、半期でメンバーが交代する。合計で18回の指導を行う。

(3) 第八小学校児童による「朗読発表会（仮称）」及び講演会

- ア 年度末の学校休業日等に、さくらホール（小ホール）において、市立第八小学校「ふれっチャクラブ」の「朗読パフォーマンス体験」参加児童による朗読発表会を行い、広く保護者や市民等に参観を呼びかける。
- イ 児童の「朗読発表会」に引き続き、講師による朗読及び講演会を行う。

（和歌の題）
 漢詩に於けることあるを、古今に下す、漢詩を下す、漢詩の題に於

協働事業提案制度企画書

提案団体名	グラシオス プラント パートナー
提案事業名	小学生への花育と豊かな環境作り
事業概要	事業の目的 花と緑を育て楽しみ、大切にすることを学ぶ 子供の頃から、花と緑の育て方を学ぶ事によって、見るだけの興味から大きく育てる楽しさや喜びを学び、大人になってから、環境を大切にすることを覚えるようにする。（花育）
	現状の説明 小学校の花壇等に植栽はしてありますが、植物があまり良く育っていないような感じがしますし 美しい景観を醸し出していない感じもします。 事業の効果 学校が、花や緑で綺麗になり、それを見ることによって癒やされる。 地域の方にも「よりよい環境づくり」として、喜んでもらえる。 私たちの住む街に憩いの空間を作り出し、心豊かに生活できる。 将来を担う子供達が花と緑に触れ合う事で、情操の育成に寄与する。 自己の環境を考える事で、将来的な街づくりにも興味を持ってもらう。 植物の正しい植え方、育て方、管理方法を学ぶ事によりいつまでも綺麗にセンス良く咲き誇る植栽になる。
	実施の手法 市内の小学校へ花苗を届け植栽をする。 私たちの団体が植物を選んで配るのではなく、 各小学校ごとに、配達の時期（入学式、卒業式、運動会、催し物など）を選んでもらい、どんな植物がいいのか（花、緑、野菜、球根、緑のカーテンなど）を決めてもらう。（分からなければ相談に乗る。） 苗の選び方、植え方、育て方、植えた後のメンテナンスの指導。
	協働の意義と必要性 花と緑豊かな街に。それには、市の協力が必要不可欠です。 市の助成金を使わせて頂いて小学校に花や緑の苗を提供し、子供のうちから花を育てる喜びや、自然を大切にすることを育んでもらう。 学校も花や緑であふれ、景観も素敵になり、植物の特性や特徴なども学ばせてあげることができる。それにより、植物を上手く育てる近道になる。（知識の向上）

事業実施のための役割・責任分担	提案者	アンケート用紙の作成。 花や緑の用意。 小学校への配送。 子供達へ植物の基礎知識の教育。 植物の植え方、育て方の指導（実施も含む）
	市	小学校へ団体育成型事業制度の説明。 小学校から、アンケート回収、要求の窓口。 「花育と豊かな環境づくり」の導入の説明と植え込み日程調整。
事業の実施体制		花苗のプランニング 花苗の仕入れ 小学校へ花苗の配送 小学校での、植え方、育て方、メンテナンスの指導（実施）
事業スケジュール		決定後・・・小学校へ事業内容の説明。 H26/3月までに学校側から、配送の時期、苗の種類などアンケートの回収。 H26/4月～翌3月迄に各小学校ごとに花苗のプランニング、花苗の注文、仕入れ、小学校へ配送、植え方、育て方、メンテナンスの指導。実施の調整。
事業成果の活用と将来展望		素敵な花と緑あふれる豊かな街へ・・・ 小学校で学んだ花育が、子供達が大人になった時に 花と緑豊かな街づくりへの発展の期待。 花と緑で街の美的景観を市民に理解してもらい、 道路や公共の建物周辺を、花と緑あふれる街になることを展望しています。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 グラシオス プラント パートナー

提案事業名		小学生への花育と豊かな環境づくり	
項	目	金額（円）	積算内訳
【収入の部】			
市の補助金		300000	
会員からの会費		30000	5000円X6名
収入合計（A）		330000	
【支出の部】			
小学校へ寄付		141000	47000円X3校分
花苗・土・肥料・プランター代			
交通費（ガソリン代）		5200	1L130円X40L
備品購入費 シート		4000	1枚
作業用エプロン		18000	3000円X6名分
会員勉強会の会場費		10000	小学校へ指導の為の勉強会に使う会場費2000円X5回
勉強会材料費		20000	4000円X5回
人件費（時給1000円）		129000	プランニング・打ち合わせ等 9H=9000円 仕入れ・配送 9HX3人=27000円 学校植え込み指導 4Hx2X2=16000円 上記合計X3校分
テキスト作成代・プリント代 3校		2800	
支出合計（B）		330000	

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
- 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
- 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
- 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

（日本工業規格A列4番）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	社団法人立川青年会議所
提案事業名	みんなで挑戦 未来の自分に自信と誇りを（仮称）
事業の概要	※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。
	事業の目的 少年期の子どもたちに将来自信を持って行動できるよう皆で協力し、1つの目標に向かって取り組む事で心身共に成長し他を思いやる心と行動力を育む。
	※ この事業に関わる市の現状について記載してください。 武蔵村山市に限らないが、子どもが団体で特定のスポーツではなく広く挑戦出来る環境が乏しいと思われるため地域の大人と行政が協力してその場を提供する必要性を感じる。
	※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。 この事業に参加した子どもたちは「皆で挑戦する」という大人でも躊躇しがちなテーマに積極的に参加する事により他を思いやり団体行動力が向上する。このような経験を通じ、改めて社会問題になっているいじめや他への無関心の風潮を少しでも改善すると考える。 また子どもたちが大人になった時に自分の子どもたちにも挑戦する事で学び得るものの素晴らしさを伝えることが期待でき、人間教育にも資すると考える。
	※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。 主催者側の意見だけではなく青少年の健全育成に長けている行政・他団体からの意見を取り入れ、地域一体となって進めるべく実行委員会での協議とする。
	※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。 協働の意義と必要性 次代を担う子ども達の健全育成は、行政は元より地域全体の使命と考える。本地域のメンバーで構成される青年会議所の企画力と行政の母体力が一体となり子どもたちの未来のためにこのような機会を提供することは、子どもたちの地元愛を育み、将来地元根付いた人材と活動が期待できる。

事業実施のための役割・責任分担	提案者	※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。 主催団体として実行委員会の運営と事業の設営運営を主導する
	市	実行委員会参画及び後援
事業の実施体制	※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。 主催者 社団法人立川青年会議所 青少年委員会メンバー15名+役員数名 外部出向 行政・市内小学校代表者・PTA 関係者・各諸団体 総数 25 名程度	
事業スケジュール	※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。 2013 年 1 月より実行委員会立ち上げ各月 1 回若しくは 2 回協議実施 本開催 8 月下旬（予定）	
事業成果の活用と将来展望	※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。 少年期に皆で力を合わせ1つの事を成し遂げようと行動した過程は誇りと自信に繋がり、自分を育ててくれた地域に貢献しようという気概を持った大人へと成長し、地域活性の主体となっていくことが期待できる。	

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 社団法人立川青年会議所

提案事業名	みんなで挑戦 未来の自分に自信と誇りを		
項 目	金 額 (円)	積算内訳	
【収入の部】			
社団法人立川青年会議所 事業予算	938,000		
武蔵村山市協働事業提案制度 助成金	1,000,000		
収入合計 (A)	1,938,000		
【支出の部】			
1 会場設営費支出	92,000	体育館全日貸切	
2 企画・設営費	1,200,000	申請費用・認定員派遣	
3 講師関係費	200,000	セミナー費用	
4 広報費	150,000	宣伝費用	
5 資料作成費	30,000	印刷代	
6 報告書作成費	80,000	印刷代	
7 渉外費			
8 旅費交通費	10,000		
9 参加記念品代			
10 保険料	36,000	スポーツ保険	
11 通信費	10,000		
12 分担金			
13 雑費	50,000		
14 予備費	80,000		
支出合計 (B)	1,938,000		

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

〔 平成 23 年 8 月 3 日 訓 令 (乙) 第 120 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日 訓 令 (乙) 第 21 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令(乙)第 119 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

(2) 生活環境部長及び企画財務部財政担当部長の職にある者

(座長等)

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）（平成23年11月16日委嘱、市職員は任命）

氏 名	選 出 区 分	備 考
渡 辺 龍 也	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
奥 原 せ づ 子	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	武蔵村山 NPO ネットワーク (NPO 法人 くわの実)
伊 東 理 年	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山市中村第一自治会役員
比 留 間 英 世	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
高 橋 茂 明	会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
北 口 良 夫	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
本 間 由 美 子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
内 野 正 利	会議要綱第2条第2項第2号 生活環境部長の職にある者	生活環境部長（平成24年4月1 日から）
河 野 幸 雄	会議要綱第2条第2項第2号 生活環境部長の職にある者	市民生活部長（平成23年8月3 日から平成24年3月31日まで）
下 田 光 男	会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部財政担当部長の職にある者	企画財務部財政担当部長

○武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領

(平成 24 年 6 月 5 日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（乙）第 119 号。以下「実施要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき提案のあった協働事業（以下「提案事業」という。）について、実施要綱第 6 条第 2 項の規定により市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が提案事業の採択の適否を審査するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査の通則

実施要綱第 5 条第 1 項の規定により提出された書類（以下「応募書類」という。）並びに提案団体（実施要綱第 6 条第 3 項の提案団体をいう。以下同じ。）によるプレゼンテーション及びこれに関する質疑応答の結果を踏まえ審査する。

4 審査の方法

審査は第一次審査及び第二次審査を行う。

(1) 第一次審査

ア 審査基準及び方法

応募書類の記載事項について、審査委員が別表の左欄に掲げる審査項目の区分に応じ、中欄に掲げる審査基準（以下単に「審査基準」という。）により 5 点満点で評価する。

なお、審査は、応募書類の記載事項のうち、提案団体名、所在地、代表者職・氏名その他提案団体及び個人を特定する事項を秘匿した上で行う。

イ 第二次審査実施事業の選定

応募書類の記載事項について各審査委員が評価した点数を合計して得た点数（以下「評価点数」という。）が満点合計の 5 割以上となる事業を、第二次審査を実施する提案事業として選定する。

ただし、評価点数が満点合計の 5 割未満となる事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、第二次審査を実施する提案事業として選定することができる。

ウ 審査結果の通知

推進会議は、第一次審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア 審査基準及び方法

第一次審査により選定された提案事業について、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査委員が別表の左欄に掲げる審査項目の区分に応じ、審査基準により 5 点満点で評価する。

イ プレゼンテーションを行う者

（ア）プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 提案事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該団体の間で、プレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

ウ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、応募書類の記載事項に関する説明を行うものとし、提案事業と関連性のないもの及び他の提案事業等に対する賛否を表明することはできない。

エ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、公開する。

(イ) プレゼンテーションの開催に当たり、傍聴者があるときは、応募書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を配布する。

(ウ) プレゼンテーションは、提案事業ごとに行う。

(エ) プレゼンテーションは、提案事業の受付順に行う。

(オ) プレゼンテーションの時間は、一の提案事業当たり 20 分以内とする。

(カ) 一の提案事業に係るプレゼンテーションが終了するごとに、審査委員による質疑を行う。

オ 採択すべき事業の選定

プレゼンテーション及び質疑応答の内容についての評価点数が満点合計の 6 割以上となる事業を、採択する協働事業として決定する。

ただし、評価点数が満点合計の 6 割未満となる事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択する協働事業として決定することができる。

カ 審査結果の通知

推進会議は、第二次審査の結果について、提案団体に通知する。なお、当該通知には、次の各号の理由及び条件を附すものとする。

(ア) 採択又は不採択についての理由

(イ) 採択に当たっての条件

5 委任

この要領に定めるもののほか、提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領（平成 23 年 11 月 16 日市民協働推進会議決定）、市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領（平成 23 年 11 月 16 日市民協働推進会議決定）及び武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（平成 23 年 11 月 29 日市民協働推進会議決定）は、廃止する。

(別表)

「◎」は協働型事業及び団体育成型事業の共通の審査基準とし、「◆」は協働型事業のみの審査基準とします。

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点 基 準	
協働の必要性	地域課題・社会的課題	【必要性】 ◎ 提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
			おおむね捉えている	4点
			普通である	3点
			あまり捉えていない	2点
			全く捉えていない	1点
	課題解決の手法・形態	【協働の手法・形態】 ◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性などがあるか。 ◆ 課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。	十分に備えている	5点
協働の必要性			おおむね備えている	4点
			普通である	3点
			あまり備えていない	2点
			全く備えていない	1点
	役割分担等	【役割分担等の妥当性】 ◆ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	十分に妥当性がある	5点
			おおむね妥当性がある	4点
協働の必要性			普通である	3点
			あまり妥当性はない	2点
			全く妥当性はない	1点
	事業効果	【相乗効果】 ◆ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる	5点
			おおむね期待できる	4点
			普通である	3点
協働の必要性			あまり期待できない	2点
			全く期待できない	1点
		【市民満足度】 ◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができることなど）が期待できるか。	十分に期待できる	5点
			おおむね期待できる	4点
			普通である	3点
			あまり期待できない	2点
協働の必要性			全く期待できない	1点
	企画力	【団体の企画力】 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。	十分に感じられる	5点
			おおむね感じられる	4点
			普通である	3点
			あまり感じられない	2点
			全く感じられない	1点

事業の実現性	実現性	【計画の実現性】 ◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 地域住民等の理解を得られているか。 ◎ 法的な問題等により実現が困難となっていないか。	充分に実現性がある 5点 おおむね実現性がある 4点 普通である 3点 あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点
	実施能力	【団体の実施能力】 ◎ 提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	継続能力	【団体の継続能力】 ◎ 提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◎ 計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成 23 年 8 月 3 日 訓令(乙)第 119 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日 訓令(乙)第 21 号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及

び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該協働事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、前項の公募の対象となる年度に係るものとして提案しなければならない。

(1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

(2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

(3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

(4) 市民の地域活動への参画が促進される事業

(5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利を目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

(4) 学術的な研究のみを目的とした事業

(5) 調査のみを目的とした事業

(6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業

(7) 交流又は親睦のみを目的とした事業

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（事業の公募）

第4条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第5条 協働事業の実施についての提案は、募集要綱に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出してしなければならない。

(1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

(2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）

(3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）

(4) 提案団体概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 前項の規定により提案をしようとする協働事業が協働型事業であるときは、当該提案をしようとする市民活動団体は、当該協働型事業を実施する上での課題等について、募集要項に定める期日までに、当該協働型事業についての市の担当課（以下「担当課」という。）に事前調整を申し出なければならない。

3 担当課は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとし、市民活動団体及び担当課は、当該事前調整において、対等な立場で協議し、協働事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めるものとする。

4 生活環境部協働推進課長は、前項の規定による協議の進行について必要な支援を行うものとする。

（採択の決定）

第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（事業の実施時期）

第9条 実施団体は、第6条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第10条 協働事業の実施に関し必要な予算は、当該協働事業が協働型事業であるときは当該協働事業の担当課が、当該協働事業が団体育成型事業であるときは生活環境部協働推進課が、それぞれ計上するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

- (1) 協働型事業 1,000,000 円
- (2) 団体育成型事業 300,000 円

(事業報告)

第 12 条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、協働事業提案制度事業結果報告書（第 6 号様式）を市長に提出するとともに、市と協働して、公開による事業報告会を開催しなければならない。

(事業の評価)

第 13 条 市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

3 推進会議は、前項の規定による求めがあった場合において必要があるときは、実施団体の代表者又はその関係者を会議に出席させて、説明を求めることができる。

(公表)

第 14 条 市長は、毎年度、前年度に実施した実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第 15 条 第 6 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成 21 年武蔵村山市訓令（乙）第 91 号）は、廃止する。

様式 一略一

平成 2 4 年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書

平成 2 4 年 1 1 月
武蔵村山市市民協働推進会議